東かがわ市告示第140号

東かがわ市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年11月２日

東かがわ市長　上村　一郎

東かがわ市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成20年東かがわ市告示第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（支給期間等） 第５条　訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、修業する期間（対象資格の取得に要する最短の期間に限る。）とし、48月を限度とする。この場合において、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、通算して60月を超えない範囲で支給するものとする。 ２　略 ３　修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。ただし、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。	（支給期間等） 第５条　訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、修業する期間（対象資格の取得に要する最短の期間に限る。）とし、48月を限度とする。この場合において、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために看護師養成機関で修業する場合には、通算して48月を超えない範囲で支給するものとする。 ２・３　略 ３　修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。
（支給額等） 第６条　略 （１）　対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくする者を含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（４月から７月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む	（支給額等） 第６条　訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該額号に定める額とする。 （１）　対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくする者を含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（４月から７月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む

改正後	改正前
ものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）　月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間のうち、最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額140,000円とする。）	ものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）　月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間のうち、最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額140,000円とする。ただし、平成21年６月５日から平成24年３月31日までに修業を開始した者の最後の12月については、月額141,000円）
（２）・（３）略	（２）・（３）略
２　略	２　略
（１）～（３）略	（１）～（３）略
（事前相談の実施）	（事前相談の実施）
第７条　略	第７条　略
２～４　略	２～４　略
５　当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童の年齢を理由に、就職を容易にするために必要な長期間の修業を必要とする資格の取得を諦めることのないよう、子が20歳に到達後には東かがわ市高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱（令和８年東かがわ市告示第139号）における給付金の支給対象になり得ることを、必要に応じて伝えるものとする。	
（修業期間中の受給者の状況の確認等）	（修業期間中の受給者の状況の確認等）
第９条　訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）には、当該受給者が養成機関に在籍していることを確認するため、毎月10日までに出席状況に関する報告書（様式第４号）又は養成機関が発行する「出席状況に関する報告書」に代わる証書のほか、定期的に修得単位証明書を母子・父子自立支援員を経由して市長に提出しなければならない。	第９条　訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）には、当該受給者が養成機関に在籍していることを確認するため、毎月10日までに出席状況に関する報告書（様式第４号）又は養成機関が発行する「出席状況に関する報告書」に代わる証書を母子・父子自立支援員に提出しなければならない。

改正後

２～４　略

様式第１号（第８条関係）

東かがわ市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年　月　日

東かがわ市長　様

申請者氏名

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

※ いずれかに○をつけること。

①氏名（個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ 個人番号	生年月日	年　月　日生（　歳）	
②住所	（〒　-　）	電話（　）　－		
③過去の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を受けたことが（ある・ない）			
④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について				
⑤養成機関及び修業内容について	養成機関名			
	住所		電話（　）　－	
	修業期間	年　月　日～　年　月　日	養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・その他（　）		
	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が ある・ない。			
⑥希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類　普通・当座・その他		
	支店名	口座番号		
	口座名義（フリガナ）			
	□ 公金受取口座を利用します。			
⑦児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 児童扶養手当担当			
（備考）				

（注意）
1「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載して下さい。
2修業証明書等を添付する場合は、「⑤養成機関及び修業内容について」欄を記載する必要はありません。

改正前

２～４　略

様式第１号（第８条関係）

（表面）

東かがわ市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年　月　日

東かがわ市長　様

申請者氏名

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

※　いずれかに○をつけること。

①氏名（個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ 個人番号	生年月日	年　月　日生（　歳）	
②住所	（〒　－　）	電話（　）　－		
③過去の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を受けたことが　（ある　・　ない）			
④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について				
⑤養成機関及び修業内容について	養成機関名			
	住所	（〒　－　）	電話（　）　－	
	修業期間	年　月　日～　年　月　日	養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・ その他（　）		
⑥支払希望金融機関	金融機関名	口座の種類　普通・当座・その他		
	支店名	口座番号		
	口座名義（フリガナ）			
⑦児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 児童扶養手当担当　㊞			
（備考）				

（注意）
1　「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
2　修業証明書等を添付する場合は、「⑤養成機関及び修業内容について」欄を記載する必要はありません。
3　「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

改正後

（裏 面）

1 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第 38 号）第３条第１項、第４条第１項及び第５条第２項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑥希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。

2 「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について （住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。）			
1氏 名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	個人番号	続柄	
住 所	（〒 - ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
2氏 名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	個人番号	続柄	
住 所	（〒 - ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
3氏 名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	個人番号	続柄	
住 所	（〒 - ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
4氏 名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	個人番号	続柄	
住 所	（〒 - ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
5氏 名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	個人番号	続柄	
住 所	（〒 - ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
（備考）			

改正前

（裏面）

⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について （住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。）			
1氏 名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	個人番号	続柄	
住 所	（〒 － ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
2氏 名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	個人番号	続柄	
住 所	（〒 － ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
3氏 名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	個人番号	続柄	
住 所	（〒 － ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
4氏 名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	個人番号	続柄	
住 所	（〒 － ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
5氏 名 （個人番号）	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	個人番号	続柄	
住 所	（〒 － ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
上記1～5に記載した者のうち、婚姻（※）によらないで母又は父となったもので、現に婚姻（※）していないものがいる場合、該当する番号にレ点をしてください。 （※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻。		□1 □2 □3 □4 □5	
（備考）			

・同一世帯に属する者に対する寡婦等のみなし適用の確認に必要な書類
① 対象者及びその者の子の戸籍謄本
② 対象者及びその者と生計を一にする子の所得証明書

改正後

様式第２号（第８条関係）

年　　月　　日

１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

東かがわ市長　　様

申請者住所

申請者氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が１月から７月までの間にある場合は、前々年）の１２月３１日において年齢が１６歳以上１９歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族

1	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄		生年月日	年　月　日
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄		生年月日	年　月　日
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄		生年月日	年　月　日
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄		生年月日	年　月　日
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】
・１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】
・この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が１月から７月までの間にある場合は、前々年）または前々年（申請日が１月から７月までの間にある場合は、３年前）の１２月３１日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が１６歳以上１９歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が１月から７月までの間にある場合は、前々年）の１２月３１日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
　①　配偶者以外の親族（６親等内の血族及び３親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
　②　あなたと生計を一にしている
　③　前年（申請日が１月から７月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が４８万円以下
　④　青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

改正前

様式第２号（第８条関係）

年　　月　　日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

東かがわ市長　　様

申請者住所

申請者氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族

1	フリガナ 氏　名		続柄		生年月日	年　月　日
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ 氏　名		続柄		生年月日	年　月　日
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ 氏　名		続柄		生年月日	年　月　日
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ 氏　名		続柄		生年月日	年　月　日
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】
・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書
【注意事項】
・この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である。
② あなたと生計を一にしている。
③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下
④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない。

附　則

この告示は、令和８年11月２日から施行し、改正後の第５条第１項の規定は、令和８年４月１日から適用する。